

目 次

平成25年度定期監査結果(10月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課)	
2 選挙管理委員会、公平委員会、会計課、固定資産評価審査委員会	
平成25年度定期監査結果(11月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
1 市民部(税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課、生活環境課)	
2 大和庁舎(市民サービス課)	
3 三橋庁舎(市民サービス課)	
平成25年度定期監査結果(12月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
1 建設部(建設課、まちづくり課、下水道課、国土調査課、区画整理推進室)	
2 水道課	
平成25年度定期監査結果(1月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 14
1 教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)	
2 小学校(柳河、城内、昭代第一、昭代第二、皿垣、中島、大和、矢ヶ部、垂見)	
3 中学校(柳城、昭代、三橋)	
平成25年度定期監査結果(2月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
1 保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)	
平成25年度定期監査結果(3月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 24
1 産業経済部(水産振興課、観光課、商工振興課、水路課、農政課、柳川ブランド推進室)	
2 農業委員会	
平成25年度定期監査結果(4月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 28
1 議会事務局	
2 消防本部	
3 教育部(生涯学習課)	

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年11月29日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 吉田 勝也

平成25年度定期監査結果の報告（10月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課
	選挙管理委員会、公平委員会、会計課 固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成25年10月1日から平成25年10月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成24年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成24年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1)総務課

ア 下記の行政区について、平成 24 年度柳川市行政区活動助成金実績報告書が、監査日現在においても提出されていない。

- ・柳川地区(恵美須町、南町、沖端町、内開第 2、番所北)
- ・三橋地区(白鳥)

イ 平成 24 年度柳川市行政区活動助成金交付額と、事業実績報告書に添付された収支報告書の金額が符合していないものがある。

(2)企画課

ア 債務負担行為予算に基づき、複数年契約された端末機器等賃貸借契約について、総額分の支出負担行為決議書が起票されていない。

(3)安全安心課

ア 防災車購入に係る支出負担行為決議書については、物品売買契約書が平成 25 年 7 月 31 日付けで締結されているにもかかわらず、起票されていない。

(4)選挙管理委員会

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(契約事務)

(1)総務課

ア 契約書における支払遅延に対する利息の率について、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていないものがある。

- ・カラー印刷機インク等購入単価契約
- ・柳川市例規集追録及び例規更新データ作成業務委託契約

(2)企画課

ア 契約書における支払遅延に対する利息の率について、前年度も総務課契約検査係通知に基づき改正されるよう指摘したところであるが、措置状況報告書提出直後に締結された契約書及び平成 25 年度の契約書においても、改正されていないものがある。

イ 印刷物の納品検収について、納品が（納品書の日付も）新年度になっているにもかかわらず、旧年度の日付で検収がしてある。

年度末までに納品が完了しないことが予測される場合は、繰越明許等による予算の繰越をされたい。

ウ 随意契約にあたり、設定権者による予定価格調書が作成されていないものがある。

エ 前年度も指摘したが、契約締結の起案書に添付してある見積書に、日付がないものや砂消しゴムで訂正されているものがある。

(3)財政課

ア 契約書における支払遅延に対する利息の率について、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていないものがある。

- ・ 公用車購入(軽貨物バン)物品売買契約

(4)安全安心課

ア 変更工事の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更する時は、変更工事の着工前に契約変更を行われたい。

(5)選挙管理委員会

ア 契約書における支払遅延に対する利息の率について、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていないものがある。

- ・ 柳川市長選挙ポスター掲示板物品売買契約
- ・ 柳川市議会議員補欠選挙ポスター掲示板物品売買契約
- ・ 衆議院議員総選挙ポスター掲示板物品売買契約

(財産管理事務)

(1)総務課

ア 郵便切手使用簿の現在高と現品とが符号していない。郵便切手使用簿は、定期的に現在高と現品との照合をされたい。また、課長以下の決裁印のないものや、残高が未記入のものがある。

(その他)

(1)安全安心課

ア 平成 24 年度柳川市防犯灯設置承認申請について、関係住民の承諾欄が未記入のまま申請書が受付られている。申請書受付時には、柳川市防犯灯設置補助要綱第 4 条に規定された内容を確認し受けられたい。

(2)各課共通

ア 定期監査調書の「事務事業執行上の検討・懸案事項」について、前年度分をそのまま複写し提出しているものや、空欄のものが散見される。調書の記載にあたってはその都度、検討された点及び問題点はないのか検証をされたい。

【各課共通事項】

(1)現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年12月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成25年度定期監査結果の報告（11月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課 生活環境課
大和庁舎	市民サービス課
三橋庁舎	市民サービス課

2 監査の実施期間

平成25年11月1日から平成25年11月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成24年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明
吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1)市民課

ア 平成 24 年度の交付証明手数料収入については、申請件数金額と現金とに過不足が生じているため、手数料の収受に際しては適切に行われたい。

イ 平成 25 年 3 月 29 日付で起票された平成 24 年度総務手数料の調定決議書が、会計管理者に通知されていない。

(支出事務)

(1)生活環境課

ア 平成 24 年度住宅用太陽光発電システム設置事業補助金実績報告書に記載された事項が、同補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に違反しているものがある。

この補助金については既に交付済であるため、柳川市補助金等交付規則第 17 条及び第 18 条の規定により、速やかに必要な措置をとられたい。

イ 住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付事務において、下記のものが見受けられる。

- ・ 交付申請書に記載された工期に変更があるが、変更承認申請書が提出されていない。
- ・ 交付申請書の申請額が鉛筆で訂正されており、また訂正印もない。
- ・ 実績報告書が、提出期限より著しく遅延して提出されている。

(契約事務)

(1)税務課

ア 平成 25 年度柳川市固定資産評価見直し業務委託契約については、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、前年度契約した業者と随意契約により単年度契約をしてあるが、契約書の内容等からこの契約については、複数年契約となるものである。

このため、このような契約にあっては、債務負担行為及び長期継続契約により複数年契約をされておかれたい。

イ 平成 25 年度で随意契約された、同上業務委託契約に係る予定価格調書の日付が、起工伺決裁日以降の日付となっている。

(2) 廃棄物対策課

ア 平成 25 年度に契約締結された、下記契約書の条文中に記載された支払遅延に対する利息の率について、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

柳川市クリーンセンター灰バンカー油圧配管取替修繕契約

柳川市指定可燃ごみ収集袋・資源物収集袋物品売買契約

イ デジタルフルカラー複合機の契約については単年度毎の契約としてあるが、この契約についてはファイナンシャルリース契約であり、基本的に契約期間中に中途解約ができない。

このため、このような契約の場合には、債務負担行為及び長期継続契約により複数年契約をされておきたい。

ウ 一般廃棄物処理施設整備事業に係る視察バス借上料の契約については、契約内容に食事代が含まれていることから、適切なバス借上料の契約とはいえない。

(3) 三橋庁舎市民サービス課

ア 随意契約を行うにあたって、下記のものについては起案文書に随意契約の理由が記載されていない。起案にあたっては施行令第 167 条の 2 及び契約事務規則第 21 条の適切な適用号数を記載されたい。

エレベーター保守点検業務委託契約

自家用電気工作物保安管理業務委託契約

空調機器等保守点検業務委託契約

消防用設備等点検業務委託契約

直流電源装置保守点検業務委託契約

【各課共通個別指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成26年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成25年度定期監査結果（12月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	建設課、まちづくり課、下水道課、 国土調査課、区画整理推進室
	水道課

2 監査の実施期間

平成25年12月1日から平成25年12月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成24年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成24年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1)まちづくり課・国土調査課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(2)区画整理推進室

ア 柳川駅東部土地区画整理事業物件移転補償契約に伴う支出負担行為決議書については、前金分の額で起票しているため補償契約額で起票をされたい。

(3)国土調査課

ア 平成24年度及び平成25年度の旅行命令書において、職員が宿泊による旅行申請をしているが課長による決裁がされている。職員の宿泊を要する旅行については、柳川市事務決裁規程第4条(別表第2)により、旅行命令権者である副市長より決裁を受けられたい。

(契約事務)

(1)建設課

ア 旧佐賀線跡地除草業務委託契約書において、委託期間の日付の訂正に私印が押印されている。

イ 印刷機賃貸借契約については長期継続契約とされていることから、契約に際しては財務規則第4条第5号(別表第1)により、事前に総務部長合議を受けておかれたい。

(2)まちづくり課

ア 前々年度及び前年度も指摘していたが、今年度も随意契約による委託料が50万円を超えているものについて、施行令第167条の2第1項第1号を随意契約の理由としたものがあるため、契約に際しては適切な適用号数を記載されたい。

(3)区画整理推進室

ア 柳川駅東部土地区画整理事業に係る工事について、工期終了日直近になって変更契約が締結されている。変更契約締結の時期は適正に行われたい。

(4) 下水道課

ア 随意契約により業務委託契約を締結している柳川浄化センター水質等検査業務委託契約において、設定権者による予定価格調書が作成されていない。

(5) まちづくり課・区画整理推進室・下水道課・水道課

ア 下記の契約書における支払遅延に対する利息の率について、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

(まちづくり課)

- ・ 皿垣地区コミュニティ広場水道切替工事契約書
- ・ YOU 遊の森公園木製コンビ遊具修理契約書

(区画整理推進室)

- ・ 柳川駅東部土地区画整理事業グレードアップ協議資料作成業務委託契約書

(下水道課)

- ・ 平成 24 年度柳川浄化センター逆洗排水槽攪拌機修繕契約書

(水道課)

- ・ 納付書・口座振替不能通知書・督促状印刷製本請負契約書

(6) まちづくり課・区画整理推進室・国土調査課・水道課

ア 随意契約を行った 250 万円以上の建設工事等に係るものについては、柳川市建設工事等の公表要綱第 5 条第 2 項及び第 6 条により、遅滞なくホームページに掲載し公表されたい。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成26年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成25年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
教育部	学校教育課、人権同和教育推進室、図書館

2 監査の実施期間

平成26年1月6日から平成26年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成24年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成24年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1)学校教育課

ア 福岡県中学校文化連盟負担金の支払いについては、資金前渡により別団体である南筑後地区中学校文化連盟会長名義の口座に振り込まれてあるため、直接債権者である福岡県中学校文化連盟の口座に振り込まれたい。

イ 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

ウ 平成25年度の旅行命令書において、職員が宿泊を要する旅行申請をしているが、副市長の合議が受けられていない。

教育部の職員の宿泊を要する旅行申請についても、平成23年4月の人事秘書課通知により、副市長の合議を受けられたい。

(2)人権・同和教育推進室

ア 平成25年度の旅行命令書において、職員が宿泊を要する旅行申請をしているが、部長決裁とされているものがあり、また宿泊を要する全ての旅行申請において、副市長の合議が受けられていない。

職員の宿泊を要する旅行については、柳川市教育委員会事務決裁規程第3条(別表・教育長の専決事項)により教育長から命令を受けられるとともに、平成23年4月の人事秘書課通知により、副市長の合議を受けられたい。

(契約事務)

(1)学校教育課

ア 下記の契約書における支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

- ・平成25年度使用小学校教科書指導書物品売買契約書
- ・平成25年度使用中学校教科書指導書物品売買契約書

(2)柳川・三橋共同調理場

ア 三橋共同調理場における下処理室腰壁修繕工事の随意契約については、決裁権者による予定価格調書が作成されておらず、また契約締結伺書の決裁も受けられていない。

イ 三橋共同調理場における冷水供給装置物品売買契約書の支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

ウ 柳川学校給食共同調理場における自家用電気工作物保安管理業務については、3年間の長期継続契約を締結してあるが、契約書の契約期間が「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」と記載されている。

(3) 図書館

ア 平成24年度に契約締結した物品売買契約書(DVD44巻)における支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

平成25年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

平成25年度監査対象校	小学校	中学校
	柳河小学校	柳城中学校
	城内小学校	昭代中学校
	昭代第一小学校	三橋中学校
	昭代第二小学校	
	皿垣小学校	
	中島小学校	
	大和小学校	
	矢ヶ部小学校	
	垂見小学校	

2 監査の実施期間

平成26年1月15日から平成26年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法 法

地方自治法施行令 施行令

柳川市財務規則 財務規則

柳川市契約事務規則 契約事務規則

【個別指摘事項】

(契約事務)

(1) 契約書

特にない。

(財産管理事務)

(1) 柳川市立学校施設利用許可について

利用許可申請書において、「日付」「減免号数」及び「使用料」欄が未記入のものがある。

(垂見小、皿垣小、柳河小、昭二小、中島小、三橋中)

(その他)

(1) 記載事項の訂正方法及び鉛筆等の使用禁止について

物品購入伺書において、砂消しゴム及び修正液により訂正をしてあるものがある。

(垂見小、城内小、昭二小、中島小、皿垣小、昭代中)

(2) タクシー利用券の管理について

学校控え分が、未記入のまま管理されているものがある。(昭代中)

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成26年3月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 吉田 勝也

平成25年度定期監査結果（2月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
保健福祉部	福祉課、子育て支援課、健康づくり課、 人権・同和対策室

2 監査の実施期間

平成26年2月1日から平成26年2月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成25年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成24年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成24年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 福祉課

ア 平成 24 年度における地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金の現年度分の収入未済額について、平成 25 年度へ繰越されているが、その調定決議書が 4 月に過年度分と現年度分を合計して起票されている。現年度分の収入未済額を翌年度へ繰越す場合は、出納整理期間終了後に調定決議書を起票されたい。

(支出事務)

(1) 健康づくり課

ア 平成 24 年度の旅行命令書について、自家用車使用による旅行申請にも係わらず、旅行命令権者の承認印がないものがある。

(2) 子育て支援課

ア 柳川市立柳城児童館運營業務委託に係る支出負担行為決議書について、細々節の誤りにより再度起票しているが、支出負担行為決議書の決裁及び会計課の審査が受けられていない。

イ 下記の支出負担行為決議書については、起票する時期が遅れている。支出負担行為決議書については、財務規則第 50 条（別表第 4）の規定により、適正な時期に起票されたい。

- ・宮永保育園施設整備事業助成金

（助成決定日：平成 24 年 11 月 30 日、決議書決裁日：平成 25 年 3 月 31 日）

- ・中山保育園施設整備事業助成金

（助成決定日：平成 25 年 1 月 16 日、決議書決裁日：平成 25 年 3 月 31 日）

(3) 福祉課

ア 柳川市社会福祉協議会事業補助金の交付決定について、財政課の合議を受けられていない。

(契約事務)

(1) 健康づくり課・総合保健福祉センター

ア 下記の契約書に係る支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

- ・平成 25 年度名入りタオル物品売買契約書（健康づくり課）

- ・平成 24 年度ランニングマシン物品売買契約書（総合保健福祉センター）

(2) 子育て支援課

ア ニッ河小学校区学童保育所出入口用ドア取替工事について、提出された見積書の日付が、起工伺決裁日及び予定価格設定日前の日付になっている。

(3) 福祉課

ア 敬老祝金(柳川藩札券)の購入に係る物品売買契約書の支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

イ 生活保護システム基準改定に伴うシステム改修業務委託について、下記のものが見受けられる。

- ・ 予定価格調書が作成されていない。
- ・ 徴収した見積書に日付が記入されていない。
- ・ 検査年月日が検査員任命伺決裁日前の日付となっている。
- ・ 引渡書の日付が業務完了認定通知書前日付となっている。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成26年4月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成 2 5 年度定期監査結果（ 3 月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	水産振興課、観光課、商工振興課、水路課、 農政課、柳川ブランド推進室
	農業委員会

2 監査の実施期間

平成 2 6 年 3 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 2 7 日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成 2 5 年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式 1 ~ 8 についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成 2 4 年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成 2 4 年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 商工振興課

ア 平成 25 年度福岡県消費者行政活性化基金事業補助金の調定決議書の決裁日が平成 26 年 1 月 28 日となっているが、交付決定通知書の日付は平成 25 年 4 月 1 日となっているため、速やかに調定決議書を起票されたい。

(支出事務)

(1) 観光課

ア 下記補助金については、柳川市補助金等交付規則第 14 条の規定により、事業完了後直ちに実績報告書を提出するよう補助事業者に指導をされたい。

- ・平成 25 年度有明海花火フェスタ補助金

(2) 農政課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。職員等の旅行については、柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条の規定により、その都度旅行命令権者の命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(契約事務)

(1) 観光課

ア 契約金額 200 万円以上の業務委託契約締結については、財務規則第 4 条第 1 項第 5 号(別表第 1)の規定により、事前に総務部長の合議を受けられたい。

- ・るるぶ九州柳川特集記事製作業務契約
- ・水郷柳川観光ポスター等製作業務契約

イ 随意契約により業務委託契約を締結しているものについて、予定価格が定められていないものがある。予定価格については契約事務規則第 22 条の規定により、設定権者は予定価格を設定されたい。

ウ 柳川市観光パンフレット「柳川旅物語」印刷業務契約書の支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

エ 柳川市観光駐車場に係る特別措置出動請負契約書において、自動更新条項が設けられているが、複数年度にわたり契約を締結する場合は、債務負担行為を設定するか長期継続契約による契約をされたい。

(2) 商工振興課

ア 消費者行政事業小中学生向け啓発パンフレットの購入に係る物品売買契約書の支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

イ 中島イベント広場駐車場に係る土地賃貸借契約については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間の賃貸借契約となっており、且つこの契約については「期間満了の際、甲又は乙から文書による契約終了の申し入れがない場合、この契約は同一条件をもって、さらに 5 年間更新するものとし、以降同様とする。」とされている。

このような契約については、次年度以降の予算の確保がされていないため、履行期間がやむをえず複数年度にわたる契約を締結する場合は、債務負担行為を設定するか長期継続契約による契約をされたい。

また下記契約書については、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられているため、このような場合についても債務負担行為を設定するか長期継続契約による契約をされたい。

- ・中島商店街空き店舗借用（いこいのサロン）に伴う建物賃貸借契約
- ・中島商店街トイレ借用に伴う建物賃貸借契約

(その他)

(1) 農政課

ア 農政課が補助金交付団体の事務局となっている柳川市畜産振興会及び柳川市緑づくり推進協議会において、支払伝票等の決裁印が課長に留まり、会長による決裁が行われていない。

【各課共通事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成26年5月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成 2 5 年度定期監査結果（ 4 月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
議会事務局	
消防本部	
教育部	生涯学習課

2 監査の実施期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 2 8 日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成 2 5 年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式 1 ~ 8 についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成 2 4 年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成 2 4 年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生涯学習課

ア 各施設の利用に係る使用料において、減免該当号数や減免割合など、減免の取り扱いを誤って使用料を算定したものがあある。使用料の減免の取り扱いについては、各施設で定められた規定に基づき適正に行われたい。なお誤って算定した使用料については、速やかに必要な措置をとられたい。

(柳川市民テニスコート、蒲池公民館、柳河公民館、三橋体育センター)

(支出事務)

(1) 議会事務局

ア 平成 25 年度の旅行命令書において、議会事務局長の旅行命令が副市長決裁となっている。また議会事務局次長及び議会事務局職員の宿泊を伴う旅行命令についても副市長決裁となっている。

旅行命令については、平成 23 年 4 月の人事秘書課通知により、決裁を受けられたい。

(2) 消防本部

ア 下記の支出負担行為決議書については、起票する時期が遅れている。支出負担行為決議書については、財務規則第 50 条(別表第 4)の規定により、適正な時期に起票されたい。

・本署水槽付消防ポンプ自動車 型

(議会議決日：平成 25 年 6 月 13 日、決議書決裁日：平成 26 年 1 月 24 日)

イ 下記の補助金の交付決定については、財政課の合議を受けられていない。

・平成 25 年度柳川市消防団運営交付金

・平成 25 年度柳川市消防団分団運営交付金

(3) 生涯学習課

ア 下記の補助金の交付決定については、財政課の合議を受けられていない。

・平成 25 年度柳川市地区公民館建設費補助金(中土井、新北二重)

・平成 25 年度柳川市地区公民館建設費補助金(御仁橋)

(契約事務)

(1) 消防本部

ア 下記の契約については、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられているため、自動更新条項は削除されたい。また複数年度にわたる契約を締結する場合は、次年度以降の予算の確保がされていないため債務負担行為を設定するか長期継続契約による契約をされたい。

- ・空調設備遠隔管理サービス契約
- ・空調設備点検保守契約

イ 下記の契約に係る支払遅延に対する遅延利息の率については、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていない。

- ・簡易型消防緊急通信指令システム保守点検業務委託契約
- ・柳川消防情報メールシステム使用契約

(2) 生涯学習課

ア 柳川古文書館史料目録第 24 集『購入史料目録』および年報第 14 集印刷製本業務の見積入札において、当初の見積方法が決裁権者に決裁を受けることなく不適正に変更され、落札者が決定されている。

イ 前年度の定期監査において、契約書での「支払遅延に対する遅延利息の率」及び「契約保証金の減免の場合の記載方法」については、不適切な表記となっていたため指摘をしていたが、今回の定期監査においても下記のとおり、不適切な表記となっているものがある。

支払遅延に対する遅延利息の率が、総務課契約検査係通知に基づく率に改正されていないもの

- ・柳川文化資料集成第 2 集 - 4 『安東省菴集 翻字編』印刷製本業務
- ・コピー機保守及び消耗品等供給に係る契約（蒲池公民館）

契約保証金欄が不適切な表記となっているもの

- ・柳川市内児童公園遊具調査業務
- ・柳川市学童農園むつごろうランド遊具施設保守点検業務
- ・柳川市学童農園むつごろうランド遊具施設修繕業務
- ・平成 26 年柳川市成人式記念品作成業務
- ・藤吉校区コミュニティセンター建設に係る不動産鑑定評価業務
- ・柳河ふれあいセンター（柳河公民館）音響設備納入業務
- ・蒲池農村環境改善センター（蒲池公民館）音響設備納入業務
- ・柳川農村環境改善センター（東宮永公民館）、蒲池農村環境改善センター（蒲池公民館）、就業改善センター（昭代公民館）備品納入業務

- ・垂見コミュニティセンター備品納入業務
- ・『やながわ人物伝』増刷業務
- ・柳川市大和B & G海洋センター警備業務
- ・柳川古文書館施設修繕
- ・柳川古文書館史料目録第24集『購入史料目録』および年報第14集印刷製本業務
- ・柳川文化資料集成第2集 - 4『安東省菴集 翻字編』印刷製本業務

ウ 柳川古文書館施設修繕業務の検査において、作成した完了検査調書の検査日に検査が行われていない。

エ 下記の契約については、契約期間は単年度になっているものの自動更新条項が設けられているため、自動更新条項は削除されたい。また複数年度にわたる契約を締結する場合は、次年度以降の予算の確保がされていないため債務負担行為を設定するか長期継続契約による契約をされたい。

- ・旧戸島家住宅機械警備業務請負契約
- ・旧戸島家住宅管理業務等委託契約
- ・柳川市民体育センター機械警備業務請負契約
- ・柳川市民体育館・柳川市民弓道場機械警備業務請負契約
- ・むつごろうランド農林漁業体験実習館機械警備業務請負契約
- ・蒲池農村環境改善センター（蒲池公民館）GHP保守点検契約

（財産管理事務）

（1）生涯学習課

ア 三橋地区体育施設使用料として管理されている現金の中に、以前からつり銭用として使用している現金が前年度からの繰越金としてそのまま保管してある。この繰越金については発生した原因を究明され、速やかに必要な措置をとられたい。

【各課共通事項】

（1）現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。